準 抗 告 申 立 書

2007年5月18日

東京地方裁判所 刑事部 御中

〒112-8603 東京都文京区白山

申立人 在日本朝鮮留学生同盟 中央本部

同代表者委員長 趙 斗城

〒102-0083 東京都千代田区麹町

申立人代理人 弁護士 古州 健三

申立の趣旨

- 1. 警視庁公安部外事二課所属の司法警察員太田千尋が,平成19年4月25日,被疑者洪寿惠こと木下陽子に対する,国外移送目的拐取,国外移送, 監禁罪被疑事件について,申立人方において執行した押収処分を取り消す。
- 2. 警視庁公安部外事第二課司法警察員太田千尋は,別紙押収品目録交付書 記載の物件を,直ちに申立人に返還せよ。

との裁判を求める。

申立の理由

第1 本件押収処分

- 1. 申立人は,日本の大学,大学院,短大,専門学校に通う在日朝鮮・韓国人らにより組織される大衆的学生団体であり,朝鮮語や朝鮮の文化,歴史の学習等を行っている(資料1,2)。
- 2. 警視庁公安部外事二課は,申立の趣旨1記載の被疑者洪寿惠こと木下陽子 に対する国外移送目的拐取,国外移送,監禁罪被疑事件について,本年4

月25日,申立人方の強制捜索を行い,別紙物件目録記載の各物件を押収した。

第2 本件捜索差押え処分の違法性

1. 本件被疑事実

本件被疑事実の詳細について申立人は知る由もないが,各種報道で見聞するところによると,本件被疑者が,1974年頃,二人の子供を朝鮮民主主義人民共和国に拉致した,というものである。そして,この事件に関して文芸春秋2000年12月号が詳細な記事(資料3)を掲載しており,報道されているところとも一致するばかりか,被疑者のイニシャルも符合しているので,以下,本件被疑事実の内容については,一応,上記雑誌記事の内容を前提として以下論ずることとする(但し,申立人がその内容の真実性を認めるという趣旨ではない)。

2. 本件被疑事実と捜索差押え場所との関連性の不存在

- (1) 本件において特徴的なのは、本件被疑事実が、本件捜査が挙行される 約34年も前の事実であるという点である。このように被疑事実があったとされる時期から相当の歳月が経過しており、他方、資料3や各種報道によると、捜査機関は遅くとも1988年ごろ、よど号事件関係者である柴田泰弘が逮捕された頃には本件被疑事実の存在を認識していたと見られるので、日本国内の共犯者については既に公訴時効が完成しており、共犯者を訴追することも困難になっている。
- (2) そして、一般に、被疑事実との時間的場所的近接性が高ければ高いほど、被疑事実に関連する資料の存在の蓋然性は高くなるし、時間的場所的近接性が認められない場合には、特に当該捜索場所に関連資料が存在する特段の事情がない限りは、強制捜査の必要性は認められないこととなる。特に本件では、被疑者ではない第三者方への捜索押収である以上、「押収すべきものの存在を認めるに足りる状況」がない限り、

捜索押収することは許されない(刑訴法102条2項)。

(3) 上記に指摘した通り,本件被疑事実と本件強制捜査との間では,時間的懸隔が甚だしいばかりか,以下の事情を総合すると,刑訴法102条2項に言うところの「押収すべき物の存在を認めるに足りる状況」が存在しないことはあまりにも明白である。

本件被疑事実については,既に1980年代に基本的な捜査が行われているとみられること

資料3によると,本件被疑事実は,1979年ごろに関係者の一人が公安当局に一部始終を話したことにより発覚し,1988年によど号事件関係者の柴田泰弘が検挙されたことにより裏付けられ,その当時,捜査員が大量に投入されて,ユニバーストレーディング社関係先など各所が家宅捜査の対象となり,元社員らに対しても「虱潰しに」事情聴取が行われたのだというのである(資料3,216ページ)。

そうだとすれば、本件については少なくともこの当時に基本的な捜査は尽くされたはずである。殺人事件の可能性すら示唆される重大事件でありながら、捜査当局が漫然と今日に至るまで放置したとは到底考えられないからである。そして1988年ごろに強制捜査すら行っているのであるから、当然その時には本件に関する重要な物証については押収しているはずであるし、そうしていなければならない重大案件である。

にもかかわらず,さらにその捜査からも20年近く,被疑事実からは約34年もの歳月が流れ,既に当時を知る者が誰一人としていない申立人(申立人の構成員である学生らは本件被疑事実当時,生まれてすらいない!)方に強制捜査を行うというのは,きわめて異常である。それだけで本件強制捜査の必要性がないこと

を強く推認させるといえるし、もしも本当に今日に至ってもなお 強制捜査しなければならない必要性が残っている、というなら、 捜査機関はこの30年間、これほどの重大事件をなぜ放置してい たのか。また、なぜ1988年の柴田泰弘事件の当時に行った強 制捜査で捜査が尽くされなかったのか。捜査機関の怠慢さこそ厳 しく戒められなければなるまい。

本件被疑事実と申立人との関連性の不存在

ところで,広く報道されている内容からは,本件被疑者が,申 立人の組織に加入したことがあることが,本件強制捜査の必要性 の根拠とされているように見受けられる。

しかし,前述の通り,申立人は,大衆的学生団体であって,学生団体としての性格上構成員は長くても4年程度で全員交代することとなる。現在の構成員は本件被疑事実の当時この世に生まれてすらいなかった。したがって現在,申立人内部に本件被疑事実について知る者がいるはずもない。また,本件被疑事実が国家機密に深く関わるという特殊な性質を持つ事件であることから,その国家機密に関わる資料を代々他人に伝えるということもきわめて考えにくいことである。特に申立人を構成する10代20代の若者の好奇心が旺盛であることを思えば,そのような不特定多数の若者が多数出入りする場所に国家機密に深く関わる資料を置くことは,およそあり得ないことといわざるを得ない。

申立人事務所の移転等

さらに,申立人事務所の移転経緯を見ると,本件強制捜査の対象となった白山の朝鮮出版会館は,1973年の竣工である(資料4:冊子「朝鮮総聯」抜粋,資料5:登記事項証明書(写し)。そして,申立人事務所は竣工後の1974年ごろ一度同会館に入

居したが,その後,1984年ごろ,豊島区大塚に当時存した学生寮に移転,さらに1989年ごろに朝鮮出版会館に再入居して現在に至ったという(資料6・報告書)。

以上の申立人方事務所の移転経緯から考えてみても,本件被疑事実の当時すなわち1974年頃(但し,資料3ではむしろ拉致被害者が小学校に入学した形跡がないことなど具体的な事実を挙げて事件は1973年ごろであったと推定している(資料3・226ページ))の,本件被疑事実に関連する資料が,現在の申立人方事務所内に存在する可能性は限りなく低い。

- 3. 本件押収物件と被疑事実との関連性の不存在
 - (1) 本件で押収された物件は若干の書類の他,大多数がコンピュータ及び コンピュータ用の記録メディア類である。
 - (2) このうちの書類等について言うなら,既に述べた通り,本件被疑事実がそれ自体国家機密に深く関わるものである以上,第三者の,それも好奇心旺盛な一般学生が多数出入りする場である申立人方事務所に,ファイルの形式で本件被疑事実の資料が存在するということはおよそあり得ないことであって,さらに本件被疑事実以降,申立人方事務所は移転した経緯なども考慮するならば,これらの書類が本件被疑事実に関連するものでないことは明白である。
 - (3) その他の押収物件の大半を占めるコンピュータ及び記録メディア類に ついて検討する。そもそも本件被疑事実の当時,「パソコン」などとい うものは存在しておらず,これらの物が本件被疑事実以降相当期間経 過後に作成されたものであることはあまりにも明白であって,問題は, これらの記録メディア類の中に本件被疑事実に関連するデータが果た して存在し得るのか,ということである。もしもこれを肯定するとし たら,重大な国家機密に関わる記録を,本件被疑事実から相当の年月

が経過してから,何者かがあえてデータとして打ち込んでいなければならないことになる。しかし,そうすると重大な国家機密はデータを打ち込むオペレータの目に触れることになるばかりか,電磁的記録の特性上,きわめて容易に複製,配布が可能になってしまう。そして時として意図せざる形でコンピュータ内部のデータが一般に流布する恐れがあることは,近時続発する機密データの流出事件を見てもわかることである。重大な国家機密をあえてそのような形で晒すということは,まずあり得ない。もしもそんなきわめてずさんな形で本件被疑事実の記録が管理されていたとしたら,これほどまでに歳月が経過しないうちにもっと十分な捜査が尽くされていたであろう。

- (4) 以上,仔細に内容を検討するまでもなく,本件押収物件はすべて,本件被疑事実となんの関連性のないものであることは明白であり,捜査機関は直ちにこれらを全部申立人に返却すべきである。
- 4. 本件捜査は終結(被疑者逮捕・公訴提起)の見込みが立たず,押収物件は 半永久的に押収されたままとなる可能性がきわめて高いこと
 - (1) 上記の通り,本件被疑事実となんの関連性もないにも関わらず,申立人方からは,5台ものパソコンが押収されており,申立人の日常の連絡その他の業務に著しい支障が生じている。
 - (2) ところで、押収物件は、通常、捜査の終結後に返却されるのが通例であるが、本件では、いつ捜査が終結するとも知れないという特殊な事情が存在している。すなわち、既に指摘した通り、日本国内に在住すると見られる関係者に対する関係では公訴時効が完成していると見られるので、これらの関係者に対する公訴提起は困難と見られる。そして本件被疑者は伝えられるところによれば、朝鮮民主主義人民共和国に在住しているということであり、本件被疑事実に関して被疑者を起訴するためには、警視庁がその身柄引き渡しを受けなければならない

- ところ, 身柄引き渡しがいつになるかは全く目処がたたないといわざるを得ない。
- (3) しかし、その間、本件押収物件が押収されたままになるとすれば、申立人は、事実上、本件押収物件の所有権を失ったに等しい、著しい不利益を被ることとなる。これでは捜査機関による事実上の没収とすら言える。このようなことが許されるはずもない。ましてや申立人は被疑者でも何でもない全くの第三者なのである。捜査機関が今後、押収物件の内容を確認後も捜査未了を理由に押収物の返還を拒み続けるとしたら、申立人は今後ほぼ半永久的に押収物の返還を受けることができない可能性は極めて高い。本日現在で既に押収からすでに3週間あまり経過しており、押収物もさして多数ではないから、十分内容は確認できているはずである。捜査機関は直ちに本件押収物件を全部、申立人に返還すべきである。
- 5. 本件捜査自体が,マスコミの目を意識した,首相訪米という政治日程に合 わせて見せ物として企図された,不当捜査であったこと
 - (1) 本件強制捜査が敢行された4月25日は,翌日からの安倍総理大臣の 訪米を控えた,政治日程の中の出来事であったことは公知の事実であ る。そこで本件強制捜査それ自体が訪米に向けて再度拉致問題に目を 向けようとさせるためのものであった,という,うがった見方さえあ る。
 - (2) 当職はそのような政治的論評は差し控えたいが,一つだけ,本件強制 捜査当日に公務執行妨害の嫌疑で逮捕された在日朝鮮人に関して,5 月3日,その弁護人の努力により準抗告が容れられて勾留の裁判が取 り消され,釈放された事実をここに指摘しておきたい。
 - (3) 詳細は準抗告申立書,及びこれに対する決定に明らかなのでここでは 割愛するが,弁護人による勾留の裁判に対する準抗告が認められて勾

留が取り消される事自体、極めてまれであることに加えて、決定の中で裁判所は、「嫌疑はさほど高くない」と指摘していることも極めて異例である。いうまでもなく嫌疑の有無は捜査において明らかにされるべきこととして、準抗告の理由にはならないとする説が有力だからである。逆に言えば、この準抗告に対する決定は、この逮捕自体がいかに強引かつ不当であったか、ということを示すものであり、裁判所としてもその不当性を到底看過しがたいと考えたものと思われる。

- (4) また、本件強制捜査の対象場所は、朝鮮出版会館全体のうちのわずか 2 室のみであった。通常雑居ビルの内の一部について強制捜査を行う 場合、その対象場所のみを封鎖すべきであり、ひろくビル全体を封鎖 することなどはあり得ない。ところが今回警視庁は朝鮮出版会館全体 を封鎖したために、ビルに入居するすべての団体等の活動に支障が生 じた。その上に機動隊を大々的に導入しての逮捕劇である。警視庁に とっては中での押収よりも外で騒ぎを大きくして逮捕劇を演ずること の方が重要だったのか、と言われても仕方あるまい。
- (5) 以上のような,当日挙行された不当な逮捕劇,そしてこれがあまりに も適正さを欠いていたために裁判所も準抗告において勾留の裁判を取 り消していることなどからすると,冒頭に指摘した点も,あながち穿 ち過ぎと一笑に付すわけには行かないのである。

6. 強制処分の必要性がなかったこと

(1) 百歩譲って,本件被疑者が申立人組織に所属していたか否か等について捜査機関が調査する必要があるとしても,そのためには申立人に対し捜査関係事項照会書を1通出して照会すれば足りることであり,申立人はなんら隠し立てをするものではない。何となれば,拉致問題の解決は,日本に生活する在日朝鮮人にとってもきわめて重要な課題であるからである。

(2) 言うまでもなく強制捜査は、任意捜査ではその目的を達することができない場合にのみ許されるはずである。仮に何らかの捜査の必要性が認められるとしても、このような補充性の原則の点でも本件強制捜査は、刑訴法の枠を踏み外したものと言わざるを得ない。

第3 結論

上記の通り,本件押収処分は,第三者である申立人方に本件被疑事実に関連して押収すべき物が存在すると認めるべき事情もないのに,捜索押収に及んだ点で,刑訴法102条2項に違反し,また,本件被疑事実と関連性のない物件を多数押収し,いつ終結するとも知れない本件被疑事実の捜査のために,半永久的に,申立人の当該押収物件に対する所有権を事実上侵害する点で,著しい違法があると言わざるを得ない。

よって、申立人は申立の趣旨記載の裁判を求めて、本件準抗告の申立に及んだ次第である。

添付資料

- 1. 規約
- 2. パンフレット(写し)
- 3. 文芸春秋2000年12月号抜粋(写し)
- 4. 冊子「朝鮮総聯」抜粋(写し)
- 5. 登記事項証明書(写し)
- 6. 報告書
- 7. 準抗告申立書(写し)
- 8. 決定書(写し)

添付書類

- 1. 添付資料写し 各1通
- 2. 委任状 1通

以上